

諮問庁：国立大学法人広島大学

諮問日：平成28年4月14日（平成28年（独情）諮問第36号）

答申日：平成28年9月28日（平成28年度（独情）答申第34号）

事件名：特定物品の設置場所の配置図等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が「平成24年度施設実態報告棟別平面図」を対象として改めて開示決定等をすべきであるとしていることは、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人広島大学（以下「広島大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年2月5日付け広大総務第15-181号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

###### ア 異議申立ての主旨

本件請求文書の開示をお願いしたが、開示された文書は、現在の特定部門の特定棟Aの図面と特定棟Bの図面だけだった。固定資産（動産等）データにある実験機器等の設置場所も明らかではなく、また、現在の場所に移転前の分については開示されていないので、それらの分かる文書の開示を求める。

###### イ 異議申立ての理由

今回の情報開示請求は、特定部局の特定教員の管理する固定資産（動産等）並びにその設置場所が確認できないという異常な状況が生じているためのものである。

特定教員は「特定部局特定組織以外に実験場所はなく特定職教員の妨害で実験できなかった」と特定職教員を非難してきたが、広島大

学の固定資産（動産等）データベースには、特定教員が管理の実験機器等が複数登録されていることが分かった。しかし、それらの機器やその設置場所が確認できない。実験機器や設置場所がなければ、機器購入と資産管理の問題ということになる。また、実験機器やその設置場所（実験室）があったのならば、「場所はなく実験もできなかった」という主張は事実と異なることになる。

また、特定教員らは「実験場所もなく実験もできなかった」と主張する一方で、科研や共同利用等の公的資金での研究については「研究は順調に進んでいる」との報告を行っている。「実験場所もなく実験もできなかった」というのに、どうして成果を出せるのか、「研究は順調に進んでいる」と報告できるのか。また、公的資金の用途についても疑問と問題が生じる。特定組織実験室以外に実験場所があったのであれば、「場所もなく実験できなかった」という主張は事実と異なることになる。

固定資産（動産等）データにある実験機器等の設置場所は、病院事務を含む霞地区事務はもちろんのこと、本人への確認を行えばすぐに特定できるはずである。部屋の図面がないということなど考えられない。

以上の理由から、本件請求文書の開示を重ねて願います。

## （２）意見書

### ア 異議申立ての主旨

本件請求文書の開示をお願いしたが、開示された文書は現在の特定部門の特定棟 A の図面と特定棟 B の図面だけで、固定資産（動産等）データにある実験機器が設置された部屋は明らかにされず、また、現在の場所に移転前の部屋に関する記録文書は開示されなかった。それで、本件請求文書の全開示をお願いする。

### イ 異議申立ての理由

今回の情報開示請求は、特定部局の特定教員の管理する固定資産（動産等）とその設置場所が確認できないという異常な状況が発生しているために必要となったものである。また、大学は民事訴訟の争点と主張しているが、訴訟の争点は「ハラスメント」である。今回の開示請求は、大学資産管理、研究費使用に関する研究不正や倫理問題の事実確認に必要なもので、ハラスメント問題とは全く別のものである。

特定教員は「特定部局特定組織以外に実験場所はなく実験ができなかった」との説明であったが、文部科学省や学術振興会の科学研究費助成や共同利用等の公的資金での研究については「研究は順調に進んでいる」との報告を行っていたことが明らかとなった。また、

広島大学の固定資産（動産等）データベースには特定教員が管理者となっている実験機器等が複数登録されていたことが判明した。しかし、それらの機器やその設置場所を確認することができないという異常な状況が発生している。

実験機器が確認できなければ機器購入あるいは資産管理の問題が、また、公的研究資金の用途に関する疑問と問題が生じる。また、実験機器やその設置場所（実験室）があったのならば、「場所はなく実験もできなかった」という主張は事実と異なることになる。

今回開示を求めた、①「特定部門の使用する部屋（診療，研究，居室等すべて）のわかる配置図（施設平面図等）」については、「部屋が確認できない」「部屋の図面がない」などあり得ないことである。実際、大学は諮問への理由説明書の中では、「特定部門がどこの部屋だったのか判断できるものがなく、図面は存在しないとしていたが、再調査した結果、平成24年度施設実態報告棟別平面図に「特定部門」等と記入された図面を確認した」と述べている。しかし、「当該図面を追加開示したい」としながら、未だに開示はされていない。

②の固定資産（動産等）データにある実験機器等の設置場所は、病院事務を含む霞地区事務はもちろんのこと、本人への確認を行えばすぐに特定できるはずである。部屋の図面がないということなど考えられない。また、開示をお願いしてきた文書は「部屋の配置図（施設平面図等）」で、そのことは大学へは何度も確認とお願いをしてきた。しかし、大学は「機器の配置図」と言い換えては文書の開示を拒み続けた。これらの行為は悪質な情報隠しである。

広島大学では、これまでも機器転売等による不正会計や研究費不正が明らかとなり、社会的にも大きな問題となった。大学の会計、資産管理、研究費使用に関しては、十分な責任と透明性が求められているはずである。

以上の理由から、本件請求文書の全開示をお願いする。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件経緯について

法3条の規定に基づき、本学に対して平成28年1月25日付け文書にて、本件請求文書の開示請求があった。

これに対し、本学としては、平成28年2月5日付けで法人文書開示決定通知書を異議申立人に送付した。

この後、本開示決定に対して、平成28年2月26日付けで異議申立人から異議申立書が提出された。

#### 2 対象文書について

本学が保有する対象文書として開示請求の際に示したのは以下のとおりである。

①の請求に対して

○全部を開示とする法人文書の名称

- ・新築工事設計図面・特定棟 A 特定階 A 平面図
- ・改修工事設計図面・特定棟 B 特定階 B 平面図

②の請求に対して

○全部を開示とする法人文書の名称

- ・特定物品仕様書

### 3 原処分維持の理由

異議申立人は、一教員の管理する固定資産（動産等）ならびにその設置場所を確認できる文書を求めており、本学としては、再検討した結果、以下の結論に至った。

本学が保有する対象文書として開示した文書は、平成 28 年 2 月 5 日付け法人文書開示決定通知書の別紙に記載したとおり、上記に掲げたものである。

①特定部門の使用する部屋（診療，研究，居室等すべて）のわかる配置図（施設平面図等）については、各棟を新設又は改修する際に、施設計画及び施設管理グループがヒアリングを行い、特定部門に対応すると認識している部屋の配置図を開示した。当該建物を新設又は改修する前（異議申立人が請求する平成 23～24 年頃）の図面については、特定部門がどこの部屋だったのか判断できるものがなく、図面は存在しないとしていたが、再調査した結果、平成 24 年度施設実態報告棟別平面図に「特定部門」等と記入された図面を確認した。よって、当該図面を追加開示することとしたい。

②特定教員が使用者として広島大学固定資産（動産等）データに登録されている物品 26 品目の設置場所の配置図については、開示した文書以外は保有していない。

納入場所（設置場所）については、「納入時に本学担当者の指示する場所に設置すること」としており、一般競争入札においては、入札公告、契約書案、仕様書とも、納入先は「納入先の部署名（病院○○部）または○○研究科○○講座」と記載している。ここまでの表記と併せて納入先の使用者に直接確認することで、納入先は応札業者にも理解できるものとして、図面までは作成していない。図面については、随意契約についても同様である。

政府調達契約（国際競争入札）では、入札説明書等に納入先をできる限り明示するようにとの指導を受けていることもあり、「納入場所・・・病院○○部（別紙図面のとおりの）」と表記し、納入先がわかる図面を作成

し、応札業者に対して配布しており、開示したとおりである。

さらに異議申立人からは、一教員の管理する固定資産（動産等）ならびにその設置場所の確認が必要となった旨の理由を述べているが、これらは民事訴訟の争点であり、法の趣旨になじまないものであると考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月17日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年7月11日 審議
- ⑤ 同年9月26日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、開示する原処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、「平成24年度施設実態報告棟別平面図」を追加して特定するとしていることから、以下、本件対象文書及び「平成24年度施設実態報告棟別平面図」の特定の妥当性について検討する。

##### 2 本件対象文書及び「平成24年度施設実態報告棟別平面図」の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書及び「平成24年度施設実態報告棟別平面図」の特定について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 「特定部門の使用する部屋（診療，研究，居室等すべて）のわかる配置図（施設平面図等）」に該当する文書の特定について

大学本部（施設部）のほか、特定部門が置かれている霞地区運営支援部総務グループ及び附属病院総務グループにおいても該当する図面を探索したが、原処分で特定した2図面（文書1及び文書2）及び諮問に際してその存在が確認された「平成24年度施設実態報告棟別平面図」の外には、特定部門又はその下部組織等の名称が記載された図面の存在は確認されなかった。

なお、実態として、病院の診療部門などでは来訪者用の案内図（フロアマップ）を作成しているが、研究部門については一般的に詳細な案内図を作成することはなく、以前には研究室等を含む図面を学生便覧等に載せていた時期もあったが、近年は諸事情から取りやめている。

イ 「特定の物品の設置場所の配置図（施設平面図等）」に該当する文書の特定について

開示請求書に添付された「広島大学固定資産（動産等）データ」は、物品管理のために用いているデータベース中のデータに当たるものである。異議申立人は、各物品が実際に設置されている場所がどこであるかが分かる図面を求めているものであるが、原処分で特定した「特定物品」の仕様書中の図面を除き、大学本部（施設部）、霞地区運営支援部総務グループ及び附属病院総務グループのいずれにおいても、上記の趣旨に沿った図面の存在は確認されなかった。物品管理上そのような図面が必要とされるといった事情（規程、運用上の必要性等）も認められず、原処分における文書特定は妥当であったと考える。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、広島大学において、本件対象文書及び「平成24年度施設実態報告棟別平面図」の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定について、諮問庁が「平成24年度施設実態報告棟別平面図」を対象として改めて開示決定等をすべきであるとしていることについては、広島大学において、本件対象文書及び「平成24年度施設実態報告棟別平面図」の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙

### 1 本件請求文書

①特定部門の使用する部屋（診療，研究，居室等すべて）のわかる配置図（施設平面図等）。②特定教員が使用者として広島大学固定資産（動産等）データに登録されている物品26品目（別紙のとおり）の設置場所の配置図（施設平面図等）。以上の①，②については，霞地区の再編もあっていますので，それぞれ平成23～24年頃のもの，平成27年度の様子ができるものをお願いいたします。

（上記「別紙」については，本答申では省略）

### 2 本件対象文書

文書1 新築工事設計図面・特定棟A特定階A平面図

文書2 改修工事設計図面・特定棟B特定階B平面図

文書3 特定物品仕様書